回覧

廃家電や粗大ごみなど、廃棄物の処分に

「無許可」の回収集者を利用しないでくたさい!



ご家庭のごみは、市町村の責任の下で適正に処理する必要があります。「一般廃棄物収集運搬業」の 許可や委託を受けずにご家庭のごみを回収業者が収集することは認められていません。









- ・ご家庭で不用になったものを回収や運搬する行為には「一般廃棄物収集運搬業」の許可が必要です。
- ・無許可の業者を利用した場合、不法投棄や高額な料金を請求される事例があります。
- ・ごみ処分を依頼する場合は、長生一廃許可組合 公 0475 (33) 7676 へご連絡ください。

※別途、収集運搬費用が発生します。

【発行】長生郡市広域市町村圏組合環境衛生課 ☎0475(23)4944